数を加算する。ただし、加算は４椎間を超えないものとする。
Ｋ１４２－３　胸椎又は腰椎前方固定術（内視鏡下）
１　胸椎前方固定術　101,910点
２　腰椎前方固定術　101,910点
注　椎間が２以上の場合は、１椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は４椎間を超えないものとする。
Ｋ１４２－４　経皮的椎体形成術　19,960点
注１　複数椎体に行った場合は、１椎体を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は４椎体を超えないものとする。
２　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ１４２－５　椎弓形成術（内視鏡下）
１　頸椎椎弓形成術　30,390点
２　胸椎椎弓形成術　30,390点
３　腰椎椎弓形成術　30,390点
４　仙椎椎弓形成術　30,390点
注　椎弓が２以上の場合は、１椎弓を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は４椎弓を超えないものとする。
Ｋ１４２－６　歯突起骨折骨接合術　23,750点
Ｋ１４２－７　腰椎分離部修復術　28,210点
Ｋ１４２－８　腰部脊柱管拡大減圧術（顕微鏡下）　24,560点
Ｋ１４２－９　腰椎後方椎体固定術（内視鏡下）　53,500点
注　椎間が２以上の場合は、１椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は２椎間を超えないものとする。
Ｋ１４３　仙腸関節固定術　29,190点
Ｋ１４４　体外式脊椎固定術　25,800点

第３款　神経系・頭蓋

通則
本款各区分に掲げる手術に当たって神経内視鏡を使用した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。

区分
（頭蓋、脳）
Ｋ１４５　穿頭脳室ドレナージ術　2,330点
Ｋ１４５－２　皮下髄液貯溜槽留置術　6,348点
Ｋ１４６　頭蓋開溝術　17,310点
Ｋ１４７　穿頭術（トレパナチオン）　1,840点
Ｋ１４７－２　頭蓋内モニタリング装置挿入術　6,310点
Ｋ１４７－３　緊急穿頭血腫除去術　10,900点
Ｋ１４８　試験開頭術　15,850点
Ｋ１４９　減圧開頭術
１　キアリ奇形、脊髄空洞症の場合　28,280点
２　その他の場合　26,470点
Ｋ１４９－２　後頭蓋窩減圧術　31,000点
Ｋ１５０　脳膿瘍排膿術　21,470点
Ｋ１５１　削除
Ｋ１５１－２　広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術　216,230点
Ｋ１５２　耳性頭蓋内合併症手術　56,950点
Ｋ１５２－２　耳科的硬脳膜外膿瘍切開術　49,520点
Ｋ１５３　鼻性頭蓋内合併症手術　52,870点
Ｋ１５４　機能的定位脳手術
１　てんかんの場合　80,500点
２　その他の場合
イ　片側の場合　52,300点
ロ　両側の場合　94,500点
Ｋ１５４－２　顕微鏡使用によるてんかん手術（焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁離断術）　131,630点
Ｋ１５４－３　定位脳腫瘍生検術　20,040点
Ｋ１５４－４　集束超音波による機能的定位脳手術　105,000点
Ｋ１５５　脳切截術（開頭して行うもの）　19,600点
Ｋ１５６　延髄における脊髄視床路切截術　40,950点
Ｋ１５７　三叉神経節後線維切截術　36,290点
Ｋ１５８　視神経管開放術　36,290点
Ｋ１５９　顔面神経減圧手術（乳様突起経由）　44,500点
Ｋ１５９－２　顔面神経管開放術　44,500点
Ｋ１６０　脳神経手術（開頭して行うもの）　37,620点
Ｋ１６０－２　頭蓋内微小血管減圧術　43,920点
Ｋ１６１　頭蓋骨腫瘍摘出術　23,490点
Ｋ１６２　頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術　36,290点
Ｋ１６３　頭蓋骨膜下血腫摘出術　10,680点
Ｋ１６４　頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）
１　硬膜外のもの　35,790点
２　硬膜下のもの　36,970点
３　脳内のもの　47,020点
Ｋ１６４－２　慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術　10,900点
Ｋ１６４－３　脳血管塞栓（血栓）摘出術　37,560点
Ｋ１６４－４　定位的脳内血腫除去術　18,220点
Ｋ１６４－５　内視鏡下脳内血腫除去術　47,020点
Ｋ１６５　脳内異物摘出術　45,630点
Ｋ１６６　脳膿瘍全摘術　36,500点
Ｋ１６７　頭蓋内腫瘤摘出術　61,720点
Ｋ１６８　脳切除術　36,290点
Ｋ１６９　頭蓋内腫瘍摘出術
１　松果体部腫瘍　158,100点
２　その他のもの　132,130点
注１　脳腫瘍覚醒下マッピングを用いて実施した場合は、脳腫瘍覚醒下マッピング加算として、4,500点を所定点数に加算する。
２　原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タラポルフィンナトリウムを投与した患者に対しＰＤＴ半導体レーザを用いて光線力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、18,000点を所定点数に加算する。
３　２について、同一手術室内において術中にＭＲＩを撮影した場合は、術中ＭＲＩ撮影加算として、3,990点を所定点数に加算する。
Ｋ１６９－２　内視鏡下脳腫瘍生検術　80,000点
Ｋ１６９－３　内視鏡下脳腫瘍摘出術　100,000点
Ｋ１７０　経耳的聴神経腫瘍摘出術　76,890点
Ｋ１７１　経鼻的下垂体腫瘍摘出術　87,200点
Ｋ１７１－２　内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術
１　下垂体腫瘍　110,970点
２　頭蓋底脳腫瘍（下垂体腫瘍を除く。）　126,120点
注　同一手術室内において術中にＭＲＩを撮影した場合は、術中ＭＲＩ撮影加算として、3,990点を所定点数に加算する。
Ｋ１７２　脳動静脈奇形摘出術
１　単純なもの　141,830点